

## 函館市難病患者訪問相談事業実施要領

### 1 目的

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱第4条第2号に基づき要支援難病患者とその家族（以下「要支援難病患者等」という。）が抱える日常生活上および療養上の悩みに対して、保健師や理学療法士等による訪問相談や在宅療養に必要な指導等を行うことを目的とする。

### 2 事業対象者

要支援難病患者のうち、日常生活上および療養上の悩みを抱え、保健師または理学療法士による個別支援を必要とする者。

なお、対象者は以下の方法で把握する。

#### ア 特定医療費（指定難病）支給認定申請

新規申請を行った神経難病患者等に対して、保健師による面談を行い、個別支援の必要性について判断する。なお、面談した内容は、様式1「特定疾患新規申請患者相談記録」に記録する。

#### イ 患者・家族からの相談

#### ウ 医療機関等関係機関からの連絡

### 3 事業内容

保健師や理学療法士等が上記で把握した対象者の居宅等を訪問し、以下の支援を行う。

#### ア 日常生活上および療養上の悩みに対する相談、助言

#### イ 在宅療養に必要な指導（リハビリ指導等）

### 4 その他

対象者に対し保健師または理学療法士の訪問相談・指導を実施した場合、函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱第4条第1号に基づき、在宅療養支援計画の作成および評価を行う。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年（2024年）6月27日から施行する。